

記者発表資料
平成17年7月6日
環境創造局 規制指導課
課長 高橋 671-2476

## ニチアス株式会社鶴見工場等の調査結果について

### 1 概要

平成17年7月5日に報道されたニチアス株式会社の石綿健康障害に関連して、横浜市は、本日同社鶴見工場に立入り調査を行い、石綿の使用状況、石綿の測定結果等について確認したところ、平成7年7月には、石綿を取り扱う施設を廃止し、平成7年12月まで石綿製品の保管があったが、これまでの工場敷地境界の測定結果はすべて基準以内であることを確認した。

市としては、現在、石綿を取り扱う施設がないこと、同社の石綿の測定結果や市が行ったこれまでの測定結果から見て、同工場周辺の一般環境への影響はないものと考えられる。

### 2 立入り調査結果

#### (1) 立入調査者

横浜市環境創造局規制指導課職員3名

#### (2) 立入調査事業所及び対応者

- ・横浜市鶴見区大黒町1番70号 ニチアス株式会社鶴見工場（一般住宅は同工場から500m以上離れている。）
- ・対応者：工場長他1名

#### (3) 石綿使用状況

- ・同社では昭和39年から昭和46年までジョイントシートの原材料として青石綿を、昭和14年から昭和57年まで保温材の原材料として茶石綿を、昭和14年から平成7年まで石綿板の原材料として白石綿を使用していた。
- ・過去の正確な使用量は未確認とのこと。  
なお、平成元年以降の白石綿の使用量は、年間22～518トンである。
- ・石綿を取り扱う施設は、平成7年7月に廃止しており、現地調査で確認（平成7年8月、本市に大気汚染防止法に基づく廃止届を提出）

#### (4) 石綿の測定結果

大気汚染防止法では、石綿を取り扱う施設(特定粉じん発生施設)を設置しているものは、工場敷地境界における石綿濃度を測定する義務があり(平成元年6月の大気汚染防止法改正により対象となった。)同社の平成元年から平成7年までの測定結果(最大0.7本/リットル)では、基準値(10本/リットル)以内であることを確認した。

### 3 市が行った石綿の測定結果

本市では大気汚染防止法による規制開始以前の昭和62年9月に敷地境界で調査をしており、その測定結果は、0.34～4.54本/リットルと基準値以内であった。

### 4 まとめ

市としては、同工場では10年前から石綿を取り扱う施設がないこと、同社の石綿の測定結果や市が行ったこれまでの測定結果から見て、同工場周辺の一般環境への影響はないものと考えられる。

なお、現在のところ、本市に地域住民から健康被害の報告はない。

### 5 その他

エアアンドエーマテリアルについて、本日午前中來庁、聞き取り調査。大気汚染防止法の規制以前の昭和50年に茨城県石岡に移転。現在、本社が鶴見区にあるのみ。